

○ 庁舎等の維持管理業務についての一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、県が発注する庁舎等の維持管理業務についての一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同令第167条の5第2項（同令第167条の11第3項において準用する場合を含む。）及び秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第158条第1項（同規則第170条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、その内容並びに資格審査の申請時期及び方法を次のとおり公示する。

平成22年6月1日

秋田県知事 佐竹 敬久

（一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格）

第1条 県が発注する庁舎等の維持管理業務（建物の清掃及び警備並びに建築物の附帯設備の保守に関する業務をいう。）についての一般競争入札及び指名競争入札（以下これらを「競争入札」という。）に参加する資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（同令第167条の11において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (2) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (3) 引き続き一年以上同一の事業を営んでいること。
- (4) 国税及び都道府県税の滞納がないこと。
- (5) 別に定める競争入札参加資格基準に係る知事の審査（以下「資格審査」という。）を受け、資格を有する者として認定されていること。

（申請書の提出時期）

第2条 資格審査を受けようとする者は、平成22年又は同年から2年目ごとの各年（資格審査を受けようとする年に限る。以下「審査基準年」という。）の7月1日から同年8月31日までの間に、競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が必要と認めるときは、知事が指定した日までに申請書を提出し、資格審査を受けることができる。

（申請書の添付書類）

第3条 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 資格審査調書（様式第2号）
- (2) 法人にあっては、履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書及び定款、個人にあっては、営業の事実を証する書類
- (3) 直前決算の財務諸表（法人の場合は、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人の場合は、貸借対照表及び損益計算書をいう。）
- (4) 申請の日の直前1年間の事業年度における納税証明書（法人の場合は、法人税、消費税及び地方消費税、個人の場合は、所得税、消費税及び地方消費税に係るものをいう。）及び秋田県税に滞納のないことの証明書
- (5) 営業に関し、許可又は認可等を必要とする業種にあっては、当該許可又は認可等を受けていることを証する書類又はその写し
- (6) 契約実績調書（様式第3号）
- (7) 技術者経歴書（様式第4号）及び技術者の資格を確認できる書類又はその写し
- (8) 警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第5項に規定する機械警備業務を行う者にあつては、基地局一覧表（様式第5号）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める書類

（資料の提出等）

第4条 知事は、資格審査の公正を図るため特に必要があると認める場合は、申請書を提出した者に対し、必要な資料等の提出を求めることができる。

（競争入札参加資格者の決定及び登録）

第5条 知事は、資格審査を行い、競争入札に参加する資格を有する者（以下「資格者」という。）を決定したときは、その旨を申請者に通知するとともに、庁舎維持管理業者登録名簿（以下「名簿」という。）に登録するものとする。

（資格の有効期間）

第6条 第2条第1項に規定する資格者の資格の有効期間は、審査基準年の10月1日から翌々年の9月30日までの期間とする。

2 第2条第2項の規定により申請書を提出し決定を受けた資格者の資格の有効期間は、申請書の提出期間ごとに別に定める。

（指名競争入札の参加者の指名）

第7条 指名競争入札参加者の指名は、名簿に登録された資格者のうちから法令による免許等の取得状況、技術者の雇用状況及び業務実績等を勘案して行うものとする。

（資格者の決定の取消し及び停止）

第8条 知事は、資格者について、次に掲げる事実が判明したときは、その決定を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請又は不正な方法により資格審査を受けたとき。
- (2) 秋田県暴力団排除条例第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者であることが判明したとき。
- (3) 資格者が地方自治法施行令第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）

む。)各号のいずれかに該当すると認められる者(同令第167条の4第2項後段に規定する者を含む。)であるとき。

- 2 前項の規定により、資格者の決定を取り消された者は、当該決定を取り消された日から1年を経過する日まで、第2条の規定による申請をすることができない。
- 3 知事は、第1項の規定により資格者の決定を取り消したときは、直ちにその旨を当該資格者に通知するものとする。

(申請書の記載事項の変更届)

第9条 資格者は、申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届(様式第6号)を知事に提出しなければならない。この場合においては、当該変更の内容を証明する書類等を添付しなければならない。

(事業の休止又は廃止の届出)

第10条 資格者は、事業を休止し、又は廃止しようとするときは、速やかに事業休止(廃止)届(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(雑則)

第11条 この告示に定めるもののほか、競争入札に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則

この告示は、平成31年6月1日から施行する。